知的財産の取扱いフロー

Ⅰ　特許の国内出願

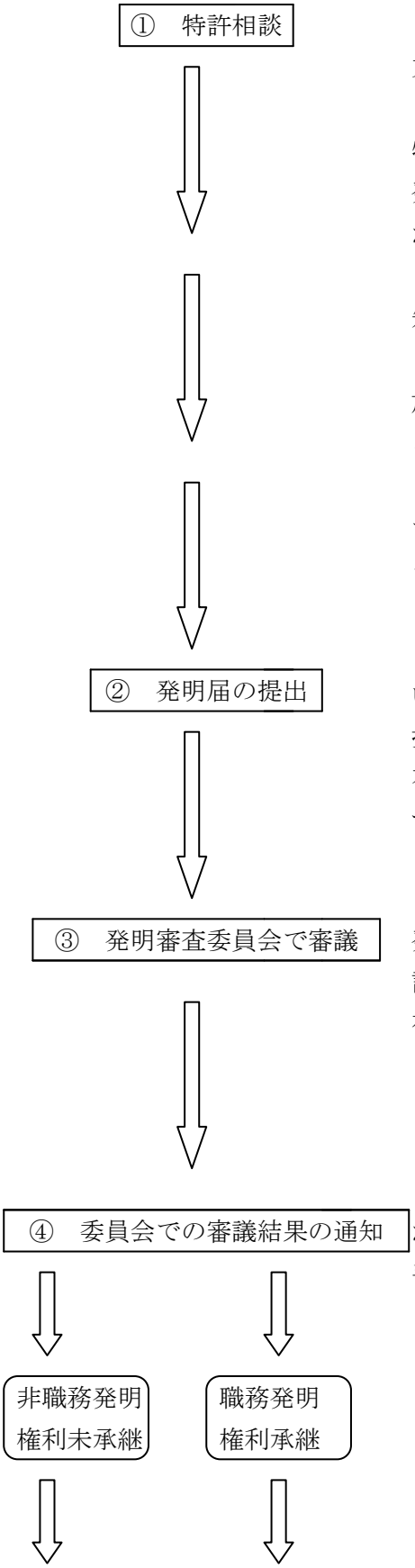

教職員は、発明等に伴う研究成果が見込める場合、必ず論文・学会等で公表する前に研究推進課に連絡することを原則として いる。学会等で発表した後には新規性が喪失されるため、特許 出願は不可能になるが、特許庁長官が指定する学会等での発表に 限り、発表を行った日から６ヶ月以内の場合は特許出願が可能と なる。

研究推進課では、当該研究成果の特許出願の可能性について、知的財産コーディネーターによる特許相談を実施する。

特許相談は、教員から新規発明等の相談が寄せられた段階で実施し、後日、知的財産コーディネーターから評価報告書を提出する。

なお、企業との共同発明であり、出願費用等、特許に関する全ての費用を企業が負担する場合は、特許相談を省略することができるものとする。

特許相談の結果、発明者が出願できると判断した研究成果については、発明等届書を作成し学長（事務局：研究推進課）あてに提出する。研究推進課では、発明等届出書の記載内容を確認し、不備等がない場合は事務決裁後に発明等届出受理通知書を発行する。

研究推進課は、発明者から発明等届出書が提出された段階で、発明審査委員会を招集する。発明審査委員会では、届出書類の記載内容に従い発明者からのヒアリングを実施し、職務発明の有無、職務発明の場合は大学に承継すべきか否かを審議する。

なお、時間的に委員会を招集することが困難な場合は、持ち回りにより発明審査委員会を開催する。

発明審査委員会での審議結果に基づき、権利を大学が承継するか否か等を明記した職務発明の該当及び承継決定について事務手続を行い発明者あて通知する。

⑤ 権利譲渡書の提出

発明者は、発明を大学が承継するという通知を受けた場合は権利譲渡書を作成し、研究推進課に提出する。なお、決定した内容に異議がある発明者は、通知を受けた日から２週間以内に異議 申立書を研究推進課に提出することができる。

⑥　弁理士依頼

大学として特許出願に必要な手続きを弁理士に依頼する。発明者は弁理士の出願手続きの際には同行し、詳細の説明を実施する。

なお、他機関との共同発明の場合は、共同発明者及び所属機関との間において、出願手続きをする者、持分割合、経費負担、優先的実施権の設定等を調整し、共同出願契約書の締結を行うものとする。

また、発明者が単独発明であると届けられたものであっても、共同研究の成果による発明等の場合、共同研究者からクレームがある可能性も考えられるため、その場合は、念のために単独発明である同意書、あるいは発明等の権利を放棄する確認書を共同研究者及び共同研究機関から得るものとする。

⑦　国内特許出願

完成した明細書の内容を発明者、研究推進課が確認し、問題がない場合、特許事務所から国内の特許庁に出願する。

出願後、出願書類の控えについては、研究推進課を経由して 発明者に送付する。特許事務所への手続きや支払いは研究推進課 が対応する。

⑧　異議申立ての審議

発明者から異議申立書が提出された時は、研究推進課では、異議申立書を受領した時は、直ちに発明審査委員会を招集し、審議する。

なお、審議の結果については、知的財産権の承継決定通知書（異議申立用）により発明者あて通知する。委員会での審議の結果、権利を大学に承継することになった発明については、⑤～⑦までの手続きを実施する。

※　企業との共同発明であり、企業が出願費用等の特許に関する全ての費用を負担する場合、出願の手続き等については企業に一任する。なお、他大学との共同出願の場合は、各大学において費用負担が発生するため、手続き等をどのように実施するかについては適宜協議する。

→　Ⅱ　以降の手続についても同様とする。

Ⅱ　特許の外国(PCT)出願　→　国内出願日から 12 ヶ月以内

① 出願費用支援申請

国内出願を完了した発明のうち、発明者が外国出願を希望するものについては、出願後６ヶ月以内に独立行政法人科学技術振興機構あて、出願費用支援の申請を行うものとする。

申請は、発明者が作成した申請書を事務が確認し、事務手続きの後、電子申請により実施する。

申請後、独立行政法人科学技術振興機構により支援の有無を審査するが、同機構担当者から発明者とのヒアリングの申し入れがある場合は、研究推進課において日程を調整して実施する。

② 出願費用支援可否決定

独立行政法人科学技術振興機構において支援の可否が決定され、支援対象となった発明については外国出願の手続をとるものとするが、支援の対象とならなかった発明については、事務手続きの後、PCT 出願取り止めの決定を通知する。

出願しない

出願する

③ 弁理士依頼

国内出願と同様、大学として特許出願に必要な手続きを弁理士に依頼する。なお、外国出願時には、国内出願の内容を変更や追加が可能であるため、追加、変更の有無を発明者に確認し、ない場合は事務的な連絡により、弁理士あて外国出願の依頼を行が、追加、変更等を行う場合は、研究推進課と発明者とが弁理士事務所を訪問し、概要の説明を実施する。

④ 外国出願

国内出願と同様、書類が完成した段階で特許事務所が外国出願の手続を完了する。

出願後の書類整理、支払いは国内出願時と同様とする。

⑤ 国際調査報告

外国出願後、２～３ヶ月で国際調査機関による報告書が送付される。当該報告書により特許性がないと判断された事項については、反論又は補正を行う必要がある。

詳細は発明者と弁理士と協議の上、実施することになるが、請求項のみの補正であれば報告書送付から２ヶ月以内に、明細まで補正する場合には、国内出願日から 22 ヶ月以内に実施する必要がある。

⑥ 異議申立ての審議

発明者から異議申立書が提出された時は、研究推進課では、異議申立書を受領した時は、直ちに発明審査委員会を招集し審議する。

なお、審議の結果については発明者あて通知する。委員会での審議の結果、外国出願を実施することになった発明については、③～⑤の手続きを実施する。

Ⅲ　指定国移行　→　国内出願日から30ヶ月以内

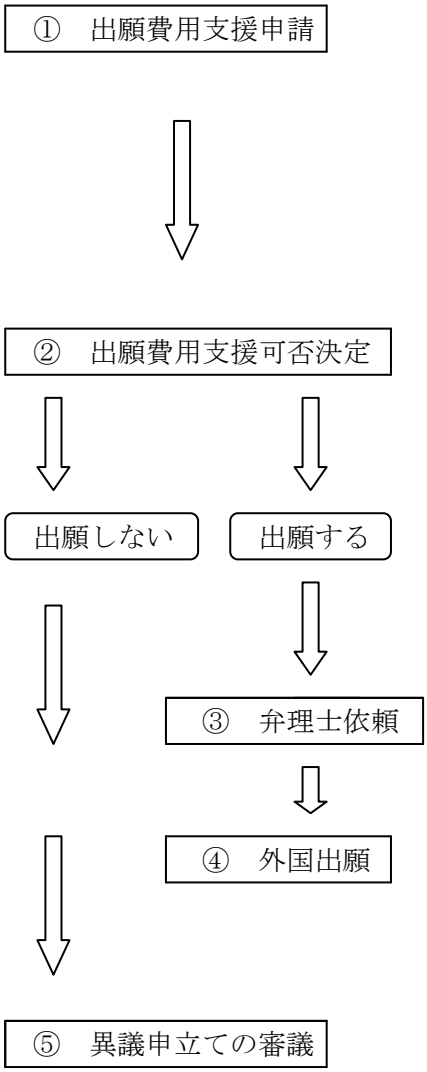

外国出願を完了した発明は、国内出願日から30ヶ月以内に特特許化したい国を決定して、移行手続をとる必要がある。この際に独立行政法人科学技術振興機構の支援を得ることを原則としており、国内出願日から24ヶ月以内に支援の申請を実施する。

手続やヒアリングはPCT出願時と同様となっている。

独立行政法人科学技術振興機構において支援の可否が決定され、支援対象となった発明については決定された国への移行手続をとるものとする。

支援の対象とならなかった発明については、日本のみ移行手続を実施（日本移行までは外国出願支援の対象となっているため。）する。

弁理士に指定する国への移行手続を依頼する。

国内、PCT出願と同様、書類が完成した段階で特許事務所が外国出願の手続を完了する。

出願後の書類整理、支払いは国内出願時と同様とする。

発明者から異議申立書が提出された時は、研究推進課では、異議申立書を受領した時は、直ちに発明審査委員会を招集し、審議する。

なお、審議の結果については発明者あて通知する。委員会での審議の結果、指定する国に移行することになった発明については、③、④の手続きを実施する。

Ⅲ　特許の権利化　→　国内出願日(PCT 出願後に移行した場合は PCT 出願日)から 36 ヶ月以内

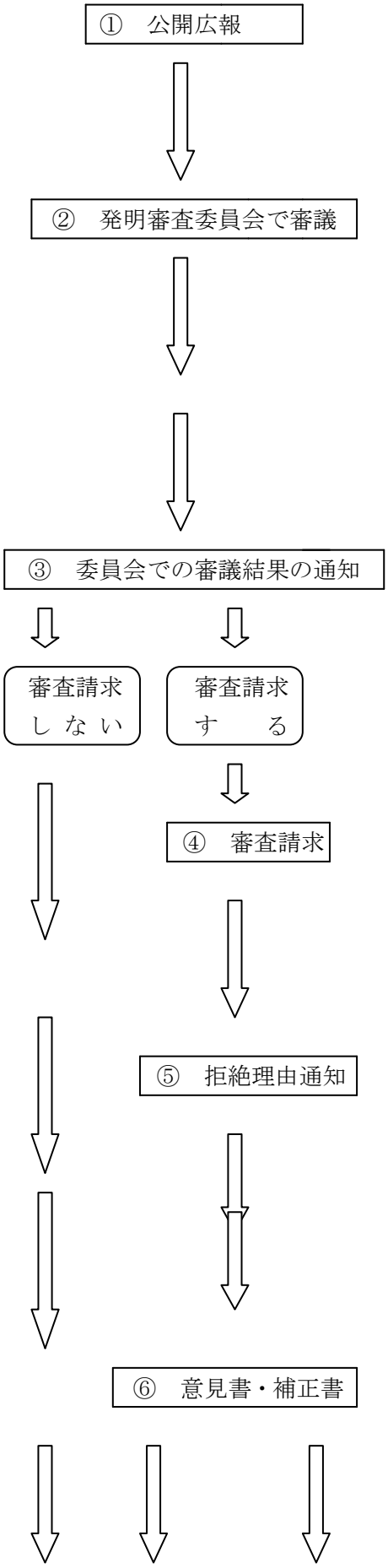

出願後、約 18 ヵ月後に特許公開公報が掲載される(国内、PCT 出願共に同じ)。特許庁ホームページからのダウンロードも可能であるが、発明者には特許事務所から送付されたものの控えを送付する。

審査請求の有無について、独立行政法人科学技術振興機構の助成を得ている場合、又は企業の支援を得ている場合は無条件で審査請求を実施することになるが、これ以外の発明(PCT 出願後に本のみに移行した発明を含む)については、発明者から審査請求に関する申請が提出された場合は専門家による特許調査を実施し、それが終了した段階で発明審査委員会を招集する。発明審査委員会では、新規発明時審査と同様、発明者からのヒアリングを実施し、審査請求の有無を決定する。

発明審査委員会での審議結果に基づき、審査請求の有無について、事務手続後に発明者に通知する。

出願後、特許庁に審査請求書を提出すると、実体審査（発明内容の審査）が開始される。

なお、移行した国により審査請求の方法については異なるため、日本以外での審査請求については、適宜、発明者及び弁理士協議の上対応する。

審査請求後、1 年ほど経過後に特許庁の審査官から拒絶の理由（同様内容の特許の存在や書類の不備等）を書面で通知されるので、これに係る対策を発明者、弁理士、研究推進課の三者で協議する。なお、回答書類（意見書・補正書）の提出期限は 60 日となっているので、この期間内に拒絶の理由に対する回答を行わないと権利を取得することが不可能となる。また、拒絶の理由がない場合も拒絶査定となり特許化は不可能となる。

拒絶理由通知に対して反論するための意見書、補正書を弁理士が作成して特許庁に提出する(回数に制限なし。)。なお、各書類の作成に際して、発明者にも拒絶の理由として挙げられた過去の文献との相違点等を検討していただくことになる。

⑦　特許査定

意見書や補正書を提出した後、審査官が拒絶の理由が存在しないと判断した場合は特許査定となる。特許査定後、登録料を支払うと特許登録となり特許権が発生し特許公報に掲載される。

⑧　拒絶査定

前記とは異なり、拒絶査定の場合は特許権が発生しない。査定内容に不服を申し立てる場合は審判請求を実施する。なお、審判請求は拒絶査定の謄本送達日から 30 日以内に特許庁に提出する必要がある。

⑨　異議申立ての審議

発明者から異議申立書が提出された時は、研究推進課は、異議申立書を受領した時は、直ちに発明審査委員会を招集し審議する。

なお、審議の結果については発明者あて通知する。委員会での審議の結果、審査請求をすることになった発明については、④～⑥の手続きを実施する。